主 文

本件抗告を却下する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

最高裁判所のなした決定に対しては、更に抗告を申立てることは許されない。

よつて本件抗告は不適法として却下すべく、抗告費用は抗告人に負担させること とし、主文のとおり決定する。

昭和二六年八月二一日

最高裁判所第三小法廷

 裁判長裁判官
 長 谷 川 太 一 郎

 裁判官
 井 上 登

 裁判官
 島 保